

# ヒトラー・ユーゲントがやってきた

——日独青少年団交歓事業の意味について——

中道 寿一

## 1. はじめに

1938(昭和13)年、ナチス・ドイツのヒトラー・ユーゲントが日本にやってきた。7月から11月までの3カ月間、ヒトラー・ユーゲント代表団30名が日本各地を訪問し、その都度熱狂的な歓迎を受けた。そして、これとほぼ同じ時期、同じ期間、日本の青年団、少年団の代表者30名も、ナチス・ドイツを訪問し、これもまた、ドイツ各地で熱狂的な歓迎を受け、さらに、代表団は、ニュールンベルグでのナチス党大会に参加し、「深い感動」を受けて帰国した。

1938年という年が、前年の、日中戦争勃発、日本軍による中国侵略の激化、国民精神総動員の実施を受けて、国家総動員法の公布された年であり、ヒトラー・ドイツは、国内体制を確立し、オーストリア合併を機に、侵略への道をひた走ろうとしている時期であったことを考えれば、この日独青少年団交歓事業が、両国青少年の単なる親善事業でなかったことは、明らかであろう。それゆえ、この日独青少年団交歓事業を、日独両国の青少年団運動の展開における位置、日独両国のファシズム運動・体制における位置、あるいは、ファシズムと青年、政治と青年という視点から考察してみることは、意味があると思われる。しかし、本稿では、これを日本の青年団運動の展開のなかでとらえ、ファシズムとどのような関係にあったかを考察してみたい。

## 2. 日独青少年団交歓事業の経緯

『大日本青少年団史』によれば、日独青少年

団交歓事業の発端は、次のようなものであった。

「昭和十一年十一月、日独防共協定が締結され、両国はコミンテルンの世界赤化工作に対抗して、緊密に提携して共同防衛を張る趣旨を世界に発表した。この協定が成立して間もなく、即ち十二月ドイツ国青少年指導総監バルドゥル・フォン・シーラッハよりわが駐独大使子爵武者小路公共に対し、日本及びドイツの青少年団員約三十名を適當の時期に相互に派遣したいという申出があり、この事についてはヒトラー総統も非常に乗気である旨を申し添えてあった。更に昭和十二年九月指導庁を代表して来日したラインホルト・シュルツは、わが文部省社会教育局と意見の交換を重ね、その実現について協議し、昭和十三年に於ていよいよ実施することに決定した<sup>1)</sup>」。このことについて、日独防共協定に調印した武者小路公共は、『青年』(昭和13年7月号)誌上で、次のように回想している。「今から三年前のこと、ヒトラー・ユーゲントのキャンプを訪問した帰途、私はヒトラー・ユーゲントの本部に行って、その時初めてバルゾール・フォン・シラハ氏に会った。……その時お互いに両国の青年団の話をし、日独青年の交歓を行ふ必要があることを話し会った。その後、日独防共協定が成立し、両国の関係が益々緊密になったが、昨年十一月二十四日、防共協定の記念日に、シラハ氏がヒトラー総統と共に私の官邸に見えて、その時もこの交歓の話があった。その時から半年程前にも、シラハ氏は正式の手紙を私によこして、是非両国青年の交歓をしたいといふことを申込まれた。その上、毎年夏に行はれる青年団の野外講習や野外勤務に、日本の青年を迎へたいということをししばしば言はれ

ていた。日本の青年を迎えて、将来同様の運命をになう日本青年の様子を見たいというのである。それが今度実現されて日独青少年団の交歓が行われる事になったのは、日独両国のために私は誠に喜ぶべきことだと思ふ<sup>2)</sup>。要するに、この日独青少年団交歓事業は、日独防共協定の締結を機に、ナチス・ドイツの積極的なアプローチを日本が受ける形で進められたのである。

さて、文部省とシュルツェとの協議・決定の内容は、「相互の滞在期間は約三ヶ月とすること、独逸代表の日本滞在は八月中旬より十一月中旬迄とし日本代表の独逸滞在は七月上旬より九月下旬迄とすること、相手国に滞在中の経費は招待国の負担とし往復の旅費は派遣国の負担とすること、両国代表は各々相手国の客たるべきこと、代表者は国内各方面の青少年団員の代表たる男子たるべきこと等<sup>3)</sup>」であった。これを受けて、文部省は、派遣青少年団員 30 名の選考に着手するが、その際、各青少年団体より代表者を推薦させ、その中から 25 名の派遣団員(残りの 5 名は幹部)を決定することにした。こうした文部省の指示を受けて、大日本連合青年団は、2 月 10 日、生駒常任理事名で各加盟団長宛、通牒「日独青少年団交歓ニ関スル件」ならびに「青年団員代表推薦要項」を發した。通牒は、「……政府ノ指示ニ基キ其ノ代表団員推薦ノ準備ヲ進ムルニ至リタルハ今後ノ両国親善上將又青年団振興上寔ニ意義深キ義ト存セラレ候当局ニ於テハ其ノ重大性ニ鑑ミ慎重考慮ノ結果之ガ概要ヲ指示セラレタルモノニ之有リ候間本団ニ於テモ団員ノ人選ニ付イテハ格別ノ留意ヲ要スルト共ニ厳正公正眞ニ優秀ナル青年団代表候補者ヲ当局ニ推薦致度候……」と、人選の意義の重大性を強調し、「要項」は、「大日本少年団連盟及少年団協会ヨリモ各数名派遣セラルル」ため、「青年団代表配当数」は 14 名で、「加盟団ヨリ各一名ヲ推薦」すること、推薦基準としては、「学歴、職業等ヲ問ハ」ず、「二十五歳以下ノ正団員」で、「身分強健」「思想堅実」「青年団生活ヲ実践シ青年団ノ活動發展ニ顯著ナル業績アリタルモノ」「帰朝後其ノ体験ヲ基礎トシ青年団振興ニ寄与シ得ル有能ノモノ」たる「皇国青年ノ

代表トシテ堂々友邦独逸青年ニ伍シ得ル団員」を指示した<sup>4)</sup>。その結果、46 加盟団より 49 名の推薦があり、大日本連合青年団では、3 月 4 日、20 名の代表候補者を決定し、文部省に推薦。3 月 25 日、文部省は、代表 14 名を決定した<sup>5)</sup>。なお、大日本少年団連盟、帝国少年団協会代表 11 名も決定。以上 25 名の派遣代表者の出身、年齢、職業、学歴、青少年団活動は、表 1 の通りである。そして、団長に文部大臣官房文書課長朝比奈策太郎、参与に大日本少年団連盟理事・帝国少年団協会理事渡辺昭、隊長に大日本連合青年団主事木村寅太郎、庶務部長に文部省青年教育課長近藤春文、秘書兼通訳に東京美術学校講師小塚新一郎という派遣団幹部の陣容も決定した<sup>6)</sup>。

他方、文部省は、日独青少年団交歓事業に要する経費を第 73 議会に要求し、昭和 13 年度事業として 10 万円の補助金交付を決定したが、「事業遂行上必要ある場合は寄付金を募集」したり、「ヒトラー・ユーゲント代表の歓迎と共に之に関連する一切の事務」を「円滑に処理遂行する」ための「日独青少年団交歓会」を社会教育局内に設けた<sup>7)</sup>。この会は、会長に文部大臣(昭和 13 年 6 月当時荒木貞夫)、常務理事に文部次官(伊藤延吉)、文部省社会局長(田中重之)、大日本連合青年団理事長(香坂昌康)、大日本少年団連盟理事長(二荒芳徳)、帝国少年団協会理事長(鈴木孝雄)の 5 名の外、理事 17 名、顧問 6 名、参与 15 名<sup>8)</sup>から成る「朝野関係各方面を網羅する有力なる組織<sup>9)</sup>」で、「十三年四月十九日、伊藤文部次官が関係団体の各首脳部を文部大臣官邸に招いて、この交歓会につき正式に報告諒承を求め<sup>10)</sup>」て、成立した。

こうした派遣団幹部や「交歓会」の構成を、この交歓事業の意味づけ、すなわち、「独逸国の申出に対して我が国に於ても之に積極的に賛意を表するに至ったのは、この事業が寔に防共協定に依って結ばれた日独両国の親善関係に一層の拍車を掛けるものであると共に、發展途上にある我が国青少年団運動に対しても之が振興並に拡大強化を促進する上に最も適切なる事業……と思料せられたから<sup>11)</sup>」とを重ね合わせる

表 1

	年 令	出 身 地	職 業	青少年団との関係
A	24	宮 城 県	農具諸機械業	青年団体
B	24	富 山 県	漁 業	群漁撈青年連合指導員
C	23	熊 本 県	農 業	青年団支部長
D	25	北 海 道	鉄道局技工	工場青年副団長
E	21	大 阪 府	教 員	区連合青年団幹事
F	22	鳥 取 県	農 業	青年団支部長
G	24	群 馬 県	農 業	青年団支部学芸部主任
H	25	東 京 府	商 業	青年団分団理事長
I	19	山 形 県	酒造見習	町青年団副団長
J	25	兵 庫 県	青年学校講師	青年団競技部長
K	17	愛 知 県	旋 盤 工	青年団団員
L	25	岐 阜 県	農 業	郡青年団常任理事
M	19	広 島 県	藩銚製造販売業	青年団支部長
N	25	茨 城 県	農業農家組合長	村青年団長
O	24	京 都 府		大学健児団幼年隊長
P	24	鳥 取 県	訓 導	小学校少年団指導員
Q	23	佐 賀 県	訓 導	小学校少年団指導員
R	20	神奈川県	関東学院生徒	弘陵健児団隊長
S	24	岐 阜 県	訓 導	小学校少年団指導員
T	25	神奈川県	訓 導	小学校少年団指導員
U	21	静 岡 県	高等学校生徒	市少年団教導隊長
V	19	熊 本 県	高等工業学校生徒	少年団副長
W	19	栃 木 県	精銅所工具	精銅所少年団副団長
X	22	兵 庫 県	早稲田大学生徒	少年団青年健児
Y	22	東 京 府	立教大学生徒	大学ロヴェース副長

と、この交歓事業は、青少年団の国家統制を完成させるための、青少年団の一元化をめざす一つの布石と考えられるが、この点は後述する。

#### (A) 派遣青少年代表団の訪独

さて、ドイツ派遣青少年団員は、5月3日、日本青年館に召集され、「我が国情は、勿論、東亜問題、西洋事情に関する知識を深めると共に、教練、作法、野営等に於て実施訓練を受け、或いは各方面を見学し、或いは国内の問題、独逸の問題に就いて討論して其の団体生活訓練を徹底すると共に知識の拡充を行う<sup>12)</sup>」ため、三週間の合宿に入り、5月5日には、結団式が行われた。そして、5月27日、靖国丸で神戸港を出発、ナチス・ドイツへ向った。新聞は、この出発を、「五百万青少年の代表／訪独青年団鹿島立<sup>13)</sup>」「ドイツ派遣代表勇躍昨日鹿島立／慶祝に湧く故国を後に」と題し、華ばなく報じているが、その中で、「われわれ三十名の青少年団は日本を出発、新興ドイツに赴きヒトラー・ユーゲントの人々と生活を共にして、わが国青少年団運動の躍進のために幾多の示唆と、資料を得て来たいと思ふのであります……<sup>14)</sup>」という朝比奈団長のメッセージは、この交歓事業の目的を明言している点で注目に値する。すなわち、ファシズム先進国たるナチス・ドイツを訪問し、ヒトラーを熱狂的に支持する青少年団ヒトラー・ユーゲントと交歓し、その方式を体験学習することによって、日本の青少年団運動を「躍進」させようとするものである。このことは、次のようなエピソードからも、うかがえる。神戸港を出発した代表団一行は、約一ヶ月の航海の後、6月30日、マルセイユに上陸、パリを経て、7月2日、ドイツのケルンに入り、4日、ベルリンに到着したが、その際、団員の制服についてクレームがついた。「服装は戦闘帽と団服に巻脚半にリュックサックをかつぐという、わが国青少年団運動では最も活動的なスタイルであった。しかしこの服装でベルリンに入ると、在独邦人達の目には日本を代表した青年団のもつ外交的な意義からいって貧弱でみじめなもの、日独防共協定をとり行った東亜の盟主日本の代表青年団の名を汚すものとして、ヒトラー・ユー

ゲントの制服をまねて新しい服装を作ってくれた。……これらの服装は人造繊維によって織られたものであるが、当時の日本で作られたスフとよばれた人造繊維で作られたものは、洗うと縮んでしまい遂には着られなくなるという情ない状態であるのに、ドイツのものは完璧であった。……同じ持たざる国にしても、かくの如き差のあることは、ドイツに傾倒する風潮を強くした<sup>15)</sup>」(傍線筆者)。これは、ファシズム先進国ナチス・ドイツから得た最初の「示唆」であったかもしれない。

ベルリンに着いた代表団は、しばらく、ヒトラー・ユーゲント日本派遣団と交歓・行動を共にし、7月12日、プレーメンにて彼らを見送って後、9月25日、ドイツを去るまでの約3ヶ月間、図1のような経路で、各地のヒトラー・ユーゲントと野営・交歓およびその施設の見学等を行いながら、ドイツ国内の旅を続けた。そのなかで、派遣代表団を最も興奮感動させたのは、ニュルンベルグ・ナチス党大会(9月6日～12日)参加であった。その「興奮感動」を、ある代表団員の、大会第1日目と第5日目に関する記録でみてみよう。「九月六日 この日は第一日なので張り切って出掛けた。十時ニュルンベルグに着いた我々は、ドイツチャ・ホーフ・ホテルのバルコニーの下に集った。……十時半、突如待機中のパンの旗が行進を始めた。群集の顔が一瞬緊張したかと思ふと、右手をさっと挙げて『ハイル』『ハイル』と絶叫した。人々は夢中だ。彼等もさっと緊張した。初めて総統に見える事が出来るのだと思った時の私の嬉しさ、バルコニーに向って注目した時、総統はニコニコと笑って右手を挙げて答礼してくれた。総統の姿は一瞬間の中に消えてしまったが、大きく鋭い目に優しみのある上品な髭、高い鼻が今も目にこびり付いて離れない。BDMの団員達はもう泣いている。群衆もBDMもHJも感激の極に達して涙ぐんで居るのであろう。『ハイル』『ハイル』の声はいつまでも、いつまでも嵐の如く、旋風の如く巻き起って来る。……若人の顔は総統に対する信頼と偉大なる榮譽の感謝に紅潮させ、鍛えられた、たくましい腕にHJの旗

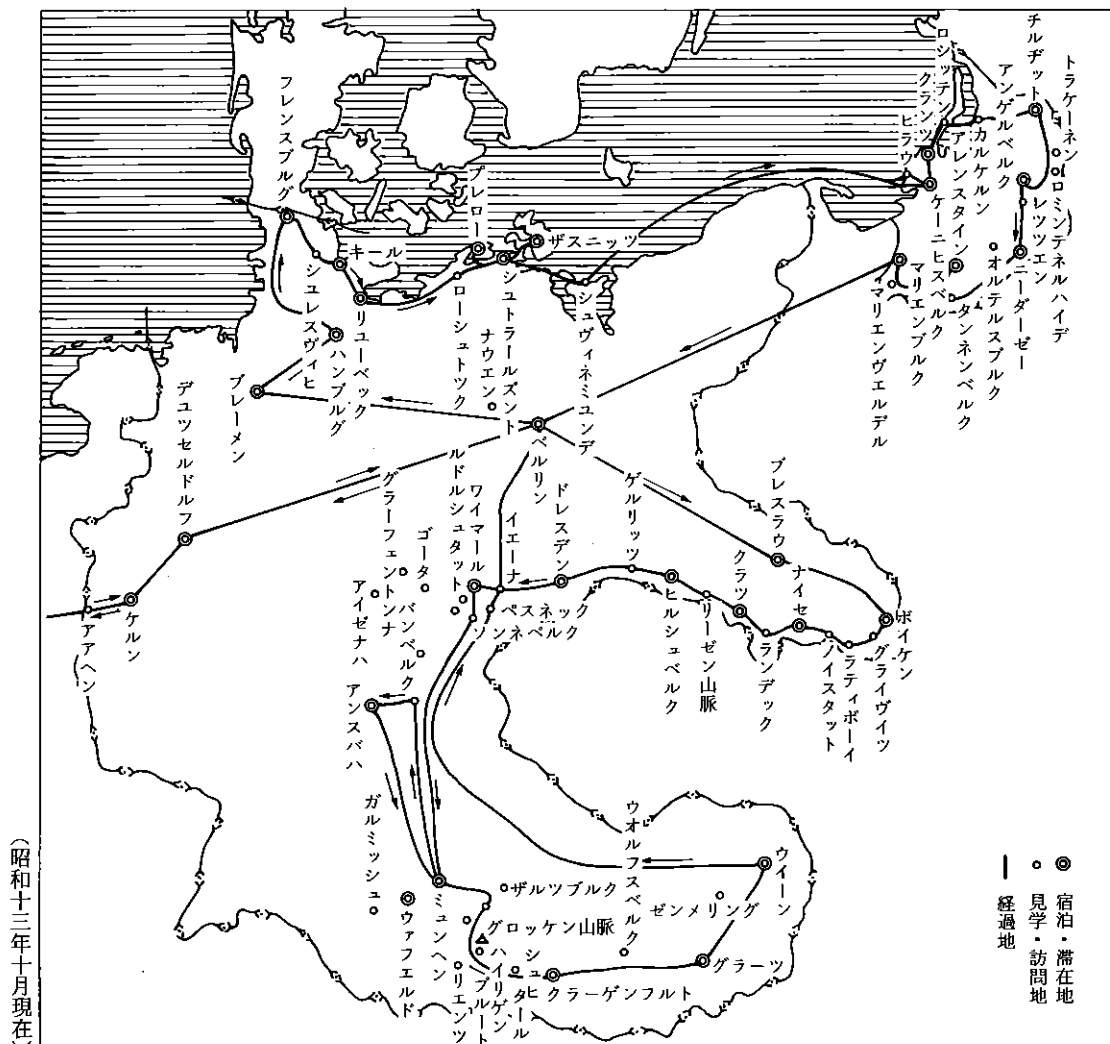


図1 大日本青少年独逸派遣団独逸国内旅行順路

をしっかりと握り、潑刺たる堂々の行進を続けて行った。……今までの旅行中で此の日ほど全団員が緊張した有様を見たことがなく、私達は物凄いヒトラー大統領の人気に只呆然としてしまった。……<sup>16)</sup>「第五日(九月十日) HJの日。今日は我々にもヒトラー大統領の視謁があることとて一層緊張して出掛けた。ツェツペリーン広場の裏の競技場に到着して見ると、集ったHJの大群はもう既に場内を埋めつくしていた。『ハイル』『ハイル』の声で我等は場内に迎えられスポーツ場の一角に頑張るのを待っていた。やがてシーラッハ指導総監が出て来て、

『私の同志よ』と呼びかければ、HJは『私の指導者よ』と呼び返した。次に総監が出て来た。『ジーク・ハイル』『ジーク・ハイル』の声はいやが上にも場内のHJを湧き立たせずには置かぬ。……総監は一々見回って各団体の指導者の報告を聞いていた。……総監は女子の十種競技の優勝者に対して一人一人親しく握手した。彼女等は無上の光栄に只々感激して泣いていた。愈々我々の前に歩を運ばれた総監はシーラッハ総監の説明にうなづかれ『ヤーパン』『ヤーパン』と連呼されながら微笑を以て、我等の目迎、目送裡に、前を通過され、団長及び参与と固い

握手をされた。全部視謁し終ったヒトラー総統は、最後に自動車で場内を一周した。実にその時の人気たるや、実に筆舌にも尽し難く、『ハイル』『ハイル』の声は天地を圧し、ドイツ国将来を寿ぐ万歳とも思わせた。夜はHJのラーガーに招待せられて、シーラッハ総監、ルドルフ・ヘス幹事長に引見されるの光栄を有した<sup>17)</sup>。こうした「興奮感動」は個人の資質にもよると考えられるが、公式記録『訪独記録(大日本青年独逸派遣団記録)』ですら、たとえば、同じ「HJの日」についても、次のような「興奮感動」に満ちた記述をしている。「……総統の声は熱意を以て響き、将来を担う青少年に対する彼の訓示は青少年の責務を強く喚起して胸底にしみ、彼らの耳朵を打ったに相違なかった。淳々として説き去り説き来って、青少年に対する愛情と希望が言外に溢れていた。青少年は一言一句聞き漏らすまいとして一斉に視線を総統に注ぎ、ハイルハイルの湧き起る歓呼を以て総統の演説を幾度か中絶せしめたのであった。……総統は我々派遣団の前に進まれて順次視謁をされ、団長に握手された。我等の順番が来た。シーラッハ氏が日本の派遣団であり、相互交歓が行はれて、三ヶ月独逸滞在中であることを告げている。総統は微笑をふくんでしかし鋭い目で我々を視謁された。団長をシーラッハ氏が紹介し総統は団長に手を差し出された。我々は今眼前に総統を見、数尺の距離に於て親しみ深い総統の一挙手一投足を注視した。我等の視謁が終って、ルーマニア、イタリアの視謁の後、この大会の視謁式は終了したのであるが、総統は外野のスタンドに鈴なりになっているヒトラー・ユーゲント女子団員の為に自動車にてトラックを更に一周、右手を挙げて彼らが絶叫するハイルハイルの声に答えながら場外に姿を消したのである。ヒトラー・ユーゲントの声を限り、心の中から総統に訴ふる忠誠と敬愛の赤誠を、我々はこの歓呼の渦の中に聞いていた。そして総統のヒトラー・ユーゲントに対する特別の関心と愛護と待望に副ひ、この青少年組織の中から動きなき独逸の建設されて行くのを見る様な気がしたのである……<sup>18)</sup>」。以上のことを考え合わせると、

この「感動」は、単に個人の資質によるものではなく、団員全体に共通するものであり、しかも、ドイツ国内各地でのヒトラー・ユーゲントとの交歓で得ていた派遣代表団全体の「感動」が、このニュールンベルグ・ナチス党大会において、特に、「HJの日」において、その頂点に達したと思われる。

それでは、ナチス・ドイツを、「感動」をもって体験した派遣青少年団員達は、何を「示唆」「教訓」として持ち帰ったか。派遣団員達が、各地域の各青少年団の代表であるがゆえに、その「示唆」「教訓」の意味は重要である。まず、派遣団団長であり、後、文部省教学企画部長として「青年訓練所と実業補習学校とを統合して青年学校の創設に成功」し、更に、大日本青少年団副団長となった朝比奈は、「ヒトラー・ユーゲントの全組織と活動とを自分一人の目だけでなく、同行した三十人の目を通して見ても見て来た<sup>19)</sup>」体験を著した『若きドイツ』の中で、一方では、「全体を通じて考えて見て、ドイツがあれ程努力しなければならぬかと思ふと、我々日本の国体というものは有難い<sup>20)</sup>」という感想を示しながら、他方、訪独の「全部を通じて深く私達を打ったのは、実にその新興の意義に燃える潑刺とした『若々しさ』だった<sup>21)</sup>」と述べ、その理由として「ドイツ国民がヒトラー総統の出現によって、その前進に力強い希望を見出し、国家興隆に対し確固たる信念を持つに至ったこと<sup>22)</sup>」を挙げ、その「希望」を実現する青少年組織としてのヒトラー・ユーゲントを、その、男女・地域・年齢を網羅した完全な組織率、若い指導者、絶対服従を要求する完璧な統制や、身体の鍛練、ヒトラーへの忠誠心・国家への奉公・ドイツ魂の函養を目的とした体育・音楽・政治的世界観教育の点で賞讃し、わが国におけるヒトラー・ユーゲントの組織の必要性を強調して、次のように述べる。「東亜新秩序建設の新段階に入った我が国に於ては、今こそ青少年運動の再検討を試み、朝野をあげて、その振興刷新に全力を傾注すべき秋であり、更に青少年をして国家の将来に対し、真に責任を負荷するに足るの心身を、具有せしめる方策を樹立して、長期建

設の根本策に、手を染むべき機会であろう<sup>23)</sup>」  
と。

次に、派遣団員達の、ヒトラー・ユーゲントから得た、日本の青少年団運動に対する「示唆」「教訓」をみてみよう。彼等が「示唆」「教訓」として挙げているものには、体格、制服、施設、指導者、PRの点など種々あり、その強調の仕方にも異なるが、ほとんどの団員が第一に挙げているものは、青少年団運動の統一・組織化の点である。「武装せる平和、其れはドイツの事であり、其の武装は思想の統一、民族の結合、青年の結合であると思った。我々は将来の斯かる戦闘形態に勝たねばならぬ。大日本青少年団の料号統一、これこそ銃後の国民、延びて行く国民に負はされた使命ではなからうかと思ふ<sup>24)</sup>」(団員P-傍線筆者、以下同じ)。「ドイツに於ては青少年団運動がよく完備した組織と一貫した系統の下に行われていることは大いに学ぶ点が多く、又、うらやましくもありました。ひるがえって我国のそれをみるとき現在発展の過渡期であるとはいへ各種の団体に分散され、それがちっとも連絡が無く互に自己の団体のみを念頭に置き排他的気分が漲り……みぐるしい勢力争ひをやっていることは非常に残念に思っています。……是非、日本青少年を対象とし、これらすべてを網羅し、少年から青年へ、又少女から女青(女子青年一筆者)へと階段を以て進めるやうに出来たらと強く念じて居ります<sup>25)</sup>」(Q)。「独逸青少年運動の状況を視察見聞致しまして全国的に統合統一、一糸乱れざる姿には深く感じさせられました。我国に於ては青年団もあり少年団もあり少年連盟もあると云ふ如く、一つの青少年団運動の中にも多数に分裂して居ると云ふ事は将来を担う第二国民の養成に当るべき国家の目標が分れて居る如く感じられ、此の点全国的統制を計り我々に於ては青年団の中に少年部青年部を建設して一つの目標に邁進する事が国家興隆を計る上に最も大切なる事ではないかと思ふ次第です<sup>26)</sup>」(C)。「私は独逸青年運動を見て最も痛感したのは、……それが国家的な統一された義務制団体であると云ふ事である。我々の如く、青年団あり少年団あり、然

もその中に又凡ゆる種類別のものがあって……何となく摩滅せしめて居る傾向の多いと言ふ様では到底昭和の聖業歓声に翼賛し奉る事は六ヶ敷い。かう云ふ意味に於て、私は切に青少年の統一強化を計り、国家的な見地に立って勅令団体となる事を望んで居る<sup>27)</sup>」(E)。「全国に画一された青少年運動の樹立されることこそ、何よりも第一の緊急事<sup>28)</sup>」(S)。「個々分立して互に自己の美点のみを高揚している分立の状態より脱してHJの如く大きな統制された組織が第一に必要である<sup>29)</sup>」(H)。「我が国現在の青少年団体は支離分裂している。青年団あり、少年団あり、その少年団の中にも、大日本少年団連盟あり、帝国少年団協会、赤十字少年団、飛行少年団、騎道少年団等々雑多である。……青少年運動を統一して国家の機関としてさえよと思ふ。実に青少年運動の整備こそ新興日本の焦眉の急務であらねばならない<sup>30)</sup>」(W)。「我国の青少年団運動は青年団にしても少年団にしても……非常に組織の全国的統制が弱い。……又組織内部の統制も弱く、下部組織の幹部の権威、統制力がないと云ふ事は日本青少年団の大きな弱点ではないか。……自由主義の洗礼によって、この統制が弱められ、現在に至った<sup>31)</sup>」(N)等々。以上のような、「現在のままの青少年運動ではいけないと言ふ事を常に聞かされ<sup>32)</sup>」ていた団員達の、青少年団統一の必要性という意見、殊に、「勅令団体として青少年団を一元的に国家の指導の下におくべきだとする意見」こそ、また、こうした意見が「これらの人々によって各地の青年団員や関係者に報告された<sup>33)</sup>」ことこそ、この交換事業を推進してきた政府・青少年団指導者達の歓迎するところであったし、そもそも、こうしたことこそ当初より彼らの意図していたことではなかったか。山中恒に言わせれば、『大日本青少年団史』の次のような記述、「昭和十三年四月文部省文部大臣官邸に関係団体の首脳部を伊東文部次官が招集したとき、これを以って、『青年団と少年団との関係等の諸問題に就いて懇談し、時局に処する青少年団の連絡緊密化』その他を話し合ったものと『大日本青年団史』で書いているのは、雑談としてそういう

話も出たかもしれぬが、目的はそうではなかった。この誤りをそのまま受けて、宮坂広作は戦後の研究『近代日本社会教育政策史』において、青少年団の国家統制の動きだと邪推する誤りをおかしている<sup>34)</sup>という記述は、「邪推もへちまもあつたものではない。そもそも〈ヒトラー・ユージェント〉との交歓には最初から、明らかにそうした意図を含むものであつたことは言をまたない<sup>35)</sup>」ということになる。

### (B) ヒトラー・ユージェントの来日

「日独青少年団交歓会」は、一方でドイツ派遣代表団送出行を行うとともに、他方、ヒトラー・ユージェント代表団歓迎準備に着手した。『日独青少年団交歓会事業概要』によれば、「独逸派遣団の出発後交歓会に於ては専ら八月来朝のヒトラー・ユージェント派遣団の歓迎準備を行ふこととなり、関係各省、各道府県、青少年諸団体とも協議を遂げ、約三ヶ月に亙る詳細なる国内旅行日程の作成と歓迎方法の立案に當つた」が、その際、「兩國青少年の交歓を行ふと共に盟邦の青少年に我が国固有の国体と文化と自然とを知らしめ、同時に近代国家として躍進の途上にある政治・経済・軍事・教育の諸施設をも出来得る限り広範囲に亙つて詳細に紹介すること」したが、「北は北海道より南は九州に至る迄此の日程中に編入して、各地の青少年団と交歓せしめ、同時に国内の凡ゆる地方色を通じて我が国情の全般を伝へん」ことを「方針」とした。また、青少年団にかかわる主な行事として、富士山麓における青少年団代表者による歓迎野営、東京での全国男女青少年団代表による歓迎大会の開催を企画した。そして、「実際の歓迎、案内、行事等は東京滞在中は主として交歓会に於て行ひ、地方滞在中は大体地方庁に一任……、各地方に於ては夫々の地方庁に於て、或いは各方面を網羅する歓迎委員会を設けて盟邦青年の歓迎準備に邁遺憾なきを期し<sup>36)</sup>」、ヒトラー・ユージェント代表団の来日を待った。

ところで、この、来日を待つヒトラー・ユージェントとは、一体いかなる組織なのか。以下、ヒトラー・ユージェントの成立発展を概観してみよう。

ヒトラー・ユージェントは、1922年2月創設の「国民社会主義ドイツ労働者党青年団」(Jugendbund der NSDAP)を前身とし、「S・A指導者に直接統制される褐色シャツ隊の一部門にすぎなかつた<sup>37)</sup>」。しかし、1923年11月9日のミュンヘン一揆失敗で、ナチ党とともに、この「青年団」も解散。1925年2月の党再建を受けて、翌1926年、S・Aの下に、『突撃隊』編集長ユリウス・シュトライハーによってヒトラー・ユージェントと名付けられた青年組織が結成され、その指導者にクルト・グルーパーが任命された。彼の指導の下、ヒトラー・ユージェントは、1929年8月4日のナチス党大会に、2000名の団員を参加させるに至つた。だが、ドイツ青年運動全体の中では、「二〇年代全般を通じてヒトラー青年団はとるに足りない勢力にすぎなかつた<sup>38)</sup>」。ところが、1931年10月30日、グルーパーに代つて、バルドゥール・フォン・シーラッハがヒトラー・ユージェントの指導者に任命され、1932年4月13日、S・A、S・Sとともにヒトラー・ユージェントに対して禁止令が出されたのを機に、ヒトラー・ユージェントは一応S・Aから「分離」、それから2ヶ月後、禁止令解除となるや、その年の10月1日、ポツダムにてヒトラー・ユージェントの大会を開催、10万の青少年を集めた。そして、1933年1月30日のヒトラー政権樹立を機に飛躍する。すなわち、ヒトラー・ユージェントは、単なる党所属の青少年団に甘んじることを欲せず、「国家の青少年団」になろうとした。「青少年団の画一化」要求である。かくして、同年4月5日、ヒトラー・ユージェントは、ドイツ青年運動の大半の連合や同盟を傘下にして500名から600万の青少年を代表する「ドイツ青少年連合全国委員会」事務局を奇襲、その数日後には「全国委員会」からユダヤ人と社会主義者の青少年同盟を閉め出した。そして、同年6月17日、「ドイツ国青少年指導統監」に任命された26歳のシーラッハは、その権限によって、政党に属さない大半の青少年組織がヒトラー・ユージェントの支配要求を回避するために糾合していた「大ドイツ同盟」を解散させ、また、SPDの「社会主義労働者青少年同盟」や、



DNVPの「シャルンホルスト同盟」を解散させた。共産党の「共産主義青年同盟」はすでに消滅していた<sup>39)</sup>。12月21日には、プロテスタント青年団をヒトラー・ユーゲントに編入、1934年7月には、体操協会も吸収した。かくして、ヒトラー・ユーゲントは、青少年の画一化を進めることによって、「1932年末の10万8000人から1934年末にはほとんど360万人へとすさまじい成長を示し<sup>40)</sup>」たのである。そして、1936年12月1日、「ヒトラー・ユーゲントに関する法律」が公布されるに至り、ヒトラー・ユーゲントは、ついに、念願の「国家の青少年団」になったのである。なぜなら、この法律は、「第一条 ドイツ国領土内ニ居住スル全ドイツ青少年ハ、ヒトラー青少年団ニ統括セラル」<sup>41)</sup>「第二条 全ドイツ青少年ハ家庭並ニ学校以外ニ在リテハ、ヒトラー青少年団ニ於テ身体的・精神的・道徳的ニ、民族社会主義ノ精神ニ基ズキ、民族ヘノ奉仕ト民族共同体トヲ目標トスル教育ヲ施サルベキモノトス」<sup>42)</sup>「第三条 ヒトラー青少年団ニ於ケル全ドイツ青少年ノ使命ハ、ナチス党全国青少年指導總監ニ委任セラル、統監ハ従ッテ、ドイツ国青少年指導統監タリ、統監ハ伯林所在ノ最高中央官庁ノ官職ヲ有シ、総統兼宰相之ヲ発布ス」というものであり、「ヒトラー青少年団法ニ関スル第二施行令 第一条 義務年限 第二項 十歳ヨリ満十八歳ニ達スル迄ノ総テノ青少年ハ、ヒトラー青少年団ニ於テ服務スル義務ヲ有スルコト次ノ如シ 一、十歳ヨリ十四歳ニ至ル少年ハドイツ小国民団(DJ)ニ於テ 二、十四歳ヨリ十八歳ニ至ル青年ハヒトラー青年団(HJ)ニ於テ、三、十歳ヨリ十四歳ニ至ル少女ハ少女団(JM)ニ於テ 四、十四歳ヨリ十八歳ニ至ル女子ハドイツ女子青年団(BDM)ニ於テ<sup>43)</sup>」というものであったからである。要するに、この法律は、ヒトラー・ユーゲント及びナチス党に、10~18歳の全青少年を「身体的・精神的・道徳的」に掌握することを認るものであったからである。そして、1939年3月になると、さらに、全ての青少年男女に「青少年奉仕義務」が課せられ、10歳になった子弟のヒトラー・ユーゲントへの届出が義務づけられ、これを怠った両親

は「150マルクまでの罰金あるいは拘留」に処せられることになり、その度を強めていった。ところで、このヒトラー・ユーゲントとドイツ青年運動との関係であるが、ヒトラー・ユーゲントは、ナチス党組織の一部門として発生し、「ワンダーフォーゲル」「ブント」に連なるドイツ青年運動と競合対抗しつつ、ついにはそれを制覇した。それゆえ、「〈ヒトラー青年団〉は青年運動の外面的装飾物をたくさん採用したけれども、根本的には『ブント』と別物であった」。なぜなら、ヒトラー・青年団は「制服と組織構造(グループ部族-ガウ)を引き継ぎ、旗を挙げ、ゲームをやった。だが、『ブント』の第一の関心事が集団生活と個性の教育であったのに対して、〈ヒトラー青年団〉は主として突撃隊ないし親衛隊の未来の隊員のための訓練機関であった。『ブント』は森に引きこもって隠遁したり、外国まで長期の冒険的な旅行に出かけたが、〈ヒトラー青年団〉のおもな任務は大都市の街頭を派手に行進して世間の目をひくことであった。青年運動は模擬戦や戦争ゲームをやった。ナイフはボーイ・スカウトの装備の一つであった。だが人を傷つけたり殺したりするのに使うことなど考えもしなかった。これに対して〈ヒトラー青年団〉は頻りに街頭闘争に参加して、思い思いに武器を手にとり、ことによると敵を殺すこともあった<sup>42)</sup>」からである。

さて、ヒトラー・ユーゲント来日直前、ヒトラー・ユーゲントを紹介する邦語文献が盛んに出版された。たとえば、二荒芳徳・大日方勝共著『ヒトラーと青年』(成美堂、昭和13年6月)、近藤春雄著『ナチスの青年運動—ヒトラー青少年団と労働奉仕団』(三省堂、昭和13年6月)、百々巳之助・景山哲夫共著『ヒトラー・ユーゲント』(刀江書院、昭和13年8月)、報知新聞社通信部『ヒトラー・ユーゲント—大戦時代より今日までのドイツ青年運動の実際』(日本青年館、昭和13年8月)などである。大日本青少年団青少年教育研究所『青少年団ニ関スル図書目録』で見ると限り<sup>43)</sup>、昭和8年(1933年)から昭和12年までヒトラー・ユーゲントないしドイツ青年運動に関する単行図書はなく、昭和13年にそ

うした図書が集中して出版されたことと日独青少年団交歓事業とが、密接な関係にあることは明白である。こうした図書の論調は、「(我国青年団は)ドイツの青年団やイタリアの黒シャツ青年団とはその誕生の動機を異にし、極めて自然的に自主的に発達し来たものである。政府の命令や権力者の指揮に基いて発生したのではなく、若き日本青年の同気の発露の結晶である<sup>44)</sup>」という「国体」優位の論調とつながりつつも、「他山の石」として充分参考とすべき点は多々あることを確信<sup>45)</sup>した、ヒトラー・ユーゲントに極めて好意的なものであった。更に言えば、ヒトラー・ユーゲントこそ、「我国の少年団及青年団に就いて感じることは、その団体が地方的に個別的に組織されているために、趣旨、綱領も別々で服装も不統一であり、青年達の全国的集結のために是非とも改善を要するのではないか<sup>46)</sup>」という問題設定への解答なのであった。

新聞も、ヒトラー・ユーゲントの紹介記事やその国内旅行日程を継続的に掲載して、人々の注意を喚起した。たとえば、朝日新聞は、「制服がドイツを動かしている」と題した、「大日本少年団駐独連絡士」宮本守雄の、ヒトラー・ユーゲント特集紹介記事(「己を衆に捧げ奉仕を全体に、指導者は悉く若い者揃ひ」〈7月23日〉、「指導者の育成に至れり尽せりの施設／異彩放つヒトラー学校」〈7月24日〉、「」公益を先に実践“／新独逸の基調全体主義に徹底／羨しき青年宿泊所」〈7月25日〉、「一糸乱れぬ統制／奥大利をも加へ三十三師四七五個連隊一指導長官は大臣待遇」〈7月26日〉)を連載しているし、岐阜日日新聞は、かなり早い時期より日独青少年団交歓事業に関する記事を掲載し続けていた。そうした記事の中から、ヒトラー・ユーゲント来日に関する記事だけを拾ってみても、「日本刀に憧れて独逸から少年使節／今夏鶉飼の頃岐阜へ」(3月12日)、「訪日独逸青少年団今秋十月来岐」(7月12日)、「独逸青少年一行八月来朝、岐阜へは十月四日」(7月23日)、「ヒトラー・ユーゲント使節歓迎の関町交歓予定成る」(7月28日)、「十月に来岐する訪日独逸青

少年団、鶉飼その他を遊覧視察」(8月3日)、「独逸青少年団一行、本郷・関両少年団見学」(8月10日)、「ヒトラー・ユーゲント愈よけふ来朝、午後二時頃横浜入港船内一泊、大歓迎裡にあす入京」(8月16日)、「ヒトラー・ユーゲント交歓の加納少年団けふ出発」(8月17日)と続く。こうした「歓迎」準備のなか、「ドイツ国内各地からの候補者六百名より選出された<sup>47)</sup>」ヒトラー・ユーゲント代表団30名がやってきた。

『交歓会事業概要』によれば、代表団一行は、「八月十六日横浜港に入港、翌十七日上陸してその雄姿を帝都に現はした。駅頭に堵烈歓迎する三千の男女青少年団員は勿論、歓迎に繰出した十数万の群衆は熱狂して歓呼の声を放った<sup>48)</sup>」。このとき、ヒトラー・ユーゲントを初めてみた青年団員の感想について、『大日本青少年団史』は、次のように記している。「彼らヒトラー・ユーゲントの夏期服装は美しかった。……これが青年団なのか。出迎えたわが青年たちは驚きと称賛と歓声を発した。……彼らの行進は全く一糸乱れず、あたかも矩形の箱がそのまま進むごとく、きちっとして、だらだら延びもしなければ縮みもしない。その機械的な美しい行進は青年団員の目を奪ったし、すべての日本人を魅了するに充分であった<sup>49)</sup>」。ナチズムは、まず、その美的装いをもって、受け入れられたのである。その後、一行は、19日、富士山麓の歓迎野営(19日～22日)に赴き、同地より野営参加の日本青少年とともに全員富士登山を決行。この野営には、大日本少年団約400名・帝国少年団協会約80名参加。27日、軽井沢に於て近衛首相の招待を受け、それより東北への旅行に立ち、各地の青年団と交歓。9月28日、明治神宮外苑の競技場で開催されたヒトラー・ユーゲント歓迎全国青少年団大会に参加。この歓迎大会には、約7500名の青少年団員参加。この後、一行は、10月2日岐阜を訪ね、名古屋、伊勢、奈良、京都、大阪、そして九州と旅を続け、神戸へ戻り、11月12日神戸港を出帆した。ヒトラー・ユーゲントの国内旅行行程は図2の通りである。

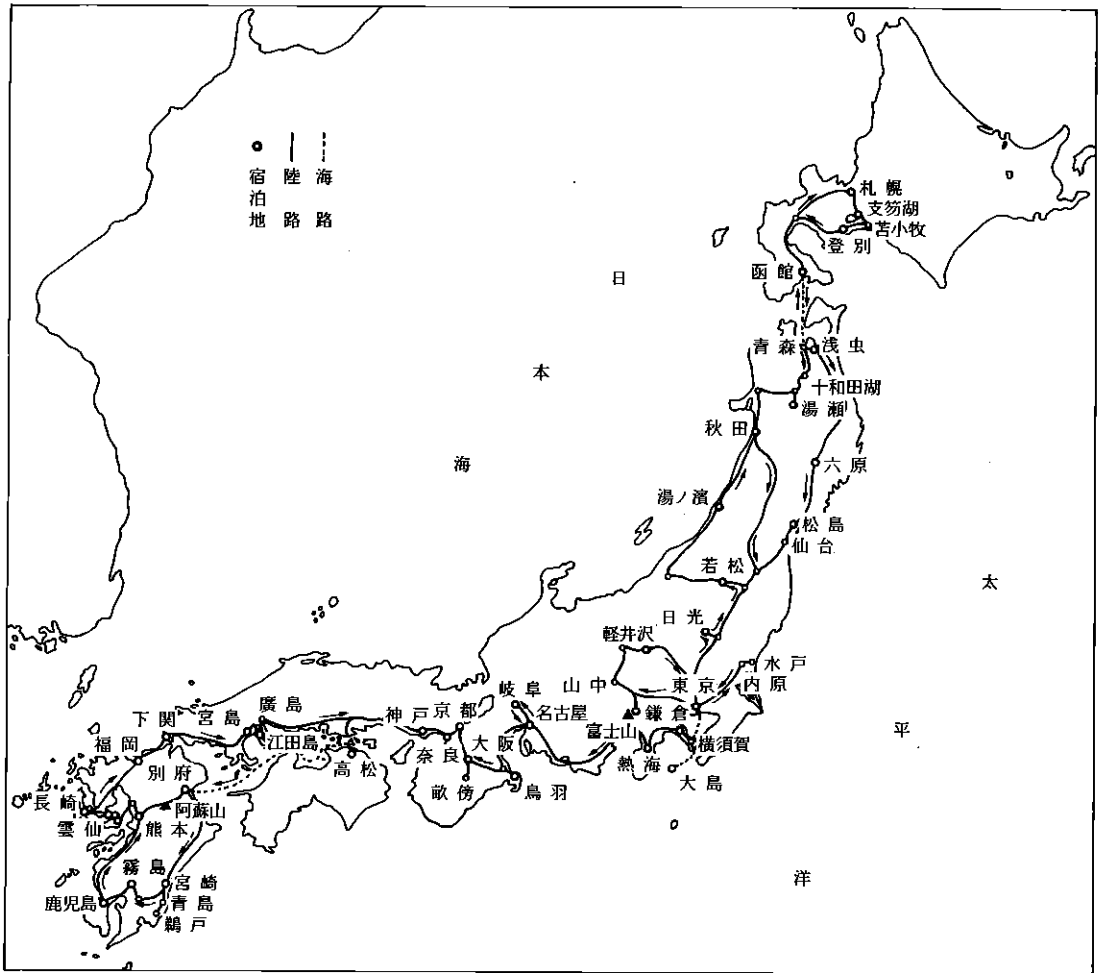


図2 ヒトラーユーゲント派遣団日本国内旅行順路

ところで、こうした一行の毎日の行動は、中央・地方の新聞によって華々しく報道されたが、その論調は、「帝国に親善譜高らか、若き日独の魂は結ぶ一駅頭は沸返る歓迎陣<sup>50)</sup>」「見たぞ日本精神、H・J 白衣の勇士と交歓<sup>51)</sup>」「遠来の盟友を迎へ感激に震ふ魂と魂一来果のヒトラー・ユーゲントつつがなく交歓終る<sup>52)</sup>」など、日独防共協定を基礎に友好・親善一色であった。また、「燦たり、輝くハーケンクロイツ。ようこそ遙々、西なる盟友、いざ今見えん、朝日に迎えて、我等ぞ東亜の青年日本。万才ヒトラー・ユーゲント。万才ナチス……」という北原白秋作詞の「万才ヒトラー・ユーゲント・独逸青少年団歓迎の歌」が歌われ、このムードをさらに

あおった。

さて、ここでは、岐阜県の歓迎ぶりを、岐阜日日新聞に依ってみてみよう。すでに述べたように、岐阜日日新聞は早くからヒトラー・ユーゲントに関する報道を行っていたが、来岐一ヶ月前の9月に入ると、その度を増してくる。10月2日来岐予定のヒトラー・ユーゲント歓迎方法について岐阜市青年団評議会が協議した(8月31日)り、岐阜市・関町を中心とした歓迎スケジュール(「ヒトラー・ユーゲント歓迎準備成る」9月2日)、関町小学校・本郷小学校での少年団中心の歓迎内容(「日本固有の少年武道を紹介」9月4日)が発表され、中央からは大沼帝国少年団協会常任理事陸軍大佐が歓迎準備視

察に来訪(「ヒトラー・青年歓迎方法予定」9月10日、「ナチ青年歓迎の関町を視察」9月13日)したりして、「中濃教育界を挙げ熱誠の歓迎陣」(9月13日)が着々と準備されて行く。ところが、ヒトラー・ユーゲント来岐の10月2日当日が防空演習と重なるため、歓迎のメイン・イベントとしていた鵜飼見物が危うくなったため、県社会教育課は文部省と連絡を取り日程の変更を求めた。しかし、「全国的に波及する大プラン」のため日程変更は不可能とされ、さりとて鵜飼見物中止は「県の面目にかけてもできない」と、苦慮する(「独逸交歓使節の鵜飼見物に大支障」9月7日)。一度は、「防空演習中で鵜飼見物は中止」(9月24日)と報じられたが、夜の予定を昼に変更することによって、この問題は決着する(「折角遠来の盟友へ昼鵜飼見せる」9月29日)。これと並行して、岐阜市と関町のより詳細な歓迎スケジュールが発表され(「お待ち受けする独逸の青少年諸君・岐阜市の歓迎ぶり」9月27日、「ナチ青年を迎える関の歓迎プラン決定」9月30日)たり、「古城郡青年団長から鎧甲一揃寄贈」(9月28日)というニュースが報じられた。そして、ヒトラー・ユーゲント来岐当日、新聞は、「おおわが友ヒトラー・ユーゲントようこそ／若き魂けふぞ堅く結ぶ」とかき立て、広告にも、ヒトラー・ユーゲントの名前が用いられる。しかも、そうした歓迎ムードの中で、8月富士山麓で行われたヒトラー・ユーゲント歓迎野営に代表を参加させた稲葉郡加納少年団によって提唱され各方面への呼びかけがあって、県下各地に散在していた16の少年団を統合した大日本少年団岐阜県連盟が結成された(「大日本少年団岐阜県連盟結成・昨夜加納城址に露營してけふナチ青年と交歓」)。かくして、駅頭および沿道に青少年団関係者多数の待並ぶなか、ヒトラー・ユーゲント16名(他は、遅れて東京より名古屋へ直行・合流)は、午後5時39分岐阜駅に到着した。その日は、長良川ホテルでの、県・市・商工会議所共催の歓迎晩餐会に出席し同ホテル泊。翌日は、名鉄バスにて関を訪ね、刀剣鍛錬および関小学校少年団の実施訓練を視察の後、岐阜市へ戻り、鵜飼見物・岐阜堤灯製

造工場見学、本郷小学校での岐阜市少年団の歓迎式参加を終えて、午後4時1分岐阜駅を発ち、名古屋へ向った。新聞は、「国際親善の感激にうちふるふ青少年の熱狂と県民歓呼の万才を浴びせかけて本県空前の豪華な歓迎絵巻を繰広げた昨日、わが防共の盟邦ドイツとの協利により重大な意義を約束する交歓使節ヒトラー・ユーゲント派遣団副団長ロルフ・レデッカー君以下16名は大きな使命を双肩に担って、白地に合の団服の威容も正しく鵜飼の都岐阜に乗込み茲にまた明朗な歴史的交歓のシーンを展開した」といった調子で、この二日間の全行動を細大漏らさず、しかも華々しく報道した。そして、「岐阜県連合青年、少年団員の歓迎・行事がいかなる響きを盟邦ドイツの青少年に」与えたかについて、県連合青年団長である高野県学務部長は、次のような談話を発表した。「歓迎ぶりにはいささか熱狂に失した傾きがあった。今後注意を要する所である。しかし、関、本郷両校における少年団の実施訓練は実に立派であった。服装その他の形式はとにかくとして、あの雨と泥沼の中を物ともせず一切の行事をやった少年の強き魂の強靱さは確かにはっきりと独逸青少年代表の胸を衝くものがあったと思ふ。この点大成功だ。極端に申せば日本の少年達がもつ精神力の強さ大和魂の発露はあの雨中の行事にはっきり現はれ独逸青少年代表を感嘆させるに十分であった。驚いていた程である」と。「関市史」によれば、「関尋常高等小学校校庭での少年団演技は、ずぶぬれになって水たまりに伏せるなど壮絶を極め」(615ページ)たものであった。

それでは、こうした歓迎を受けた、ヒトラー・ユーゲント自身の日本に対する印象・感想は、どのようなものであったか。雑誌『旅』には、富士山や日光など日本の風景・芸術の美しさ、人々の歓迎ぶりへの印象、「日本の将来は、南西方に向って一大民族的飛躍が約束されており、東亜の王冠を頭に頂くことになる<sup>53)</sup>」という意見などが紹介されており、また、青年団の機関誌『青年』には、「日本青年館の宿舎にヒトラー・ユーゲントと語る」というインタビュー記事の中で、「わが国では、民族意識の高揚に

よって国民の団結を図ってきた……。日本では血の純潔と神聖は自然に備はっている。幸福な国だと思えます」という意見と、「日本では青少年の団体や組織が千差万別ではありませんか。それは色とりどりの団旗や装ひ、まちまちの団服からもいえると思ひます。殊に服装の不統一は印象に残っています<sup>54)</sup>」という意見が示されている。この最後の、派遣団副団長の意見は、「青年」(昭和13年10月号)に掲載された、大日本連合青年団常任理事栗原美能留の「若き独逸の同志を迎えて」と題した次のような文章、すなわち、「八百万の独逸青少年は、今ではその青年指導をヒトラーから命ぜられている、まだ三十三歳のシーラハという青年の指し示すとおりに、規律正しく行動するやうになっているが、我が国では、一番整っているとされている我等の青年団にさえ入っていない青年達が随分沢山いる……こんど立派な組織を既につくりあげた独逸の友を迎えて、我々の団結をひろげ強める方法について仲間同志がよく相談するだけでなく……<sup>55)</sup>」と関連づけてみると、重要な意味を持つ。「ヒトラー・ユーゲントの日本各地巡歴による三ヶ月の旅が、わが国青少年に与えて影響は言う迄もないが、幹部団員や指導者にとって相当深いものがあつた<sup>56)</sup>」と『大日本青少年団史』の指摘するのは、まさにこの点ではなかったか。すなわち、諸青少年団の組織化・一元化である。

### 3. 青年団運動の展開

すでに述べたように、日独青少年団交歓事業は、1936年11月25日の日独防共協定締結を機に、その「防共協定に依って結ばれた日独両国の親善関係に一層の拍車を掛けるもの」という外交上の理由から行われただけでなく、「発展途上にある我が国青少年団運動に対しても之が振興に拡大強化する上に最も適切なる事業<sup>57)</sup>」という判断があつて、積極的に推し進められたのであつた。その結果、この事業を推進した「交歓会」・政府の思惑通り、諸青少年団体関係者は、それぞれのヒトラー・ユーゲント体験から、

ヒトラー・ユーゲント的規律や組織形態をモデルとした、諸青少年団の一元的組織化の必要性を承認ないし主張した。こうした動きは、その後の青少年団運動にどのような影響を与えたのであろうか。以下、先ず、この交歓事業が行われるまでの青年団運動の展開と、それ以後の青年団運動の展開とを考察し、青年団運動における日独青年団交歓事業の意味を考察してみよう。

#### (A) 日独青少年団交歓事業までの青年団運動

1913(大正2)年9月、内務省地方局長が、「地方青年団体ニ関スル件」という通牒の中で、「多数団体ノ内ニハ動モスレハ其勢力ヲ悖ミテ政治運動ニ干与シ或イハ之ニ利用セラレ若ハ濫リニ町村政ニ容喙スル等時ニ常軌ヲ逸スルノ行動ニ出ツルモノナキニアラザルハ深ク寒心ニ堪エサル儀ニ有之是等ノ点ニ向テハ各位ニ於テモ之ヲ匡正指導ニ勉メラレツツアルヘキモ今後尚一層之カ戒飾ニ留意<sup>58)</sup>」するように指示したことから分るように、当時の政府・内務省の青年団対策・指導基本方針は、文部省との関係もあり、「調査研究中」で、青年の非政治化を企図する程度の、余り確定的なものではなかった<sup>59)</sup>。この状況の中、軍部も青年団指導について発言し、内務文部両省と交渉するようになった。そして、1913年から1914年の第一次世界大戦を視察してきた参謀次長田中義一を實際上の推進者とする内務文部両大臣共同の訓令、いわゆる第一次訓令と通牒が、1915(大正4)年に出された。この訓令は、「抑々青年団体ハ青年修養ノ機関タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ……」として青年団を「修養機関」と規定し、通牒は、「青年団体ノ組織」員の「最高年齢ハ二十年ヲ常例トスルコト」、「青年団体ハ市町村ヲ区域トシテ組織」すること、「青年団体ノ指導者ハ小学校長又ハ市長村長其ノ他名望アル者ノ中ニ就キ最モ適当ト認ムル者ヲシテ之ニ当ラン」めること等を指示した<sup>60)</sup>。この訓令および通牒の意図は、「青少年団の本質を修養機関と規定することにより、広義には天皇制イデオロギーの注入教化を図ること」、また、「団員の最高年齢を二十

歳と限定することで、青年団を荘丁の予備教育機関として把握し、その意味で狭義には軍事主義の強化を図ること。そしてさらに、青年団のすべての事業目的を修養に向けることで青年団の非政治化を堅持し、土地の名望家を団長に推戴して青年団に対する強力な支配体制を企てたもの<sup>61)</sup>であり、ここで示された「修養機関」という基本方針は、以後、青年団が「動員の対象として把握されるまでの全期間を通じて一貫した指導方針とされた<sup>62)</sup>」のである。翌1916年1月、最初の青年団中央機関(報徳会青年部—青年団中央部)が設立され、その理事長に田中義一がなり、積極的な青年団指導にのり出した。しかし、この訓令は、大正デモクラシーの影響下、青年団の自主化要求と合いまって、青年団の軍事化批判が強まった。そして、1920年、政府は、第三次訓令「青年団体ニ内容整理並び実質改善方」および通牒を出し、「自主自立以テ大ニ其ノカラ展ヘシムルハ団体ノ本旨ニ願ミテ頗ル緊要ノ事ニ属ス随テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ団体ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ団員中ノヨリ推挙セシムルヲ本則トスル<sup>63)</sup>」として、青年団の自主運営を認め、最高年齢も25歳に改めた。これによって、「軍部が意図した義務教育—青年団—兵役—在郷軍人会という一貫した軍部主導の国民統合の連鎖を根底からぐらつかせることにな<sup>64)</sup>」り、軍の一時後退をもたらした。また、自主化についても、長野県など、郡内の村村で会長・副会長はじめ役員を成年団員から選出する要求が出され、会則変更を経て自主化を達成した例が見られた<sup>65)</sup>。しかし、「ごく一部の例外を除けば、都市や県レベルの青年団組織はその後も終始地方名望家や地方官吏の支配下におかれ続けた<sup>66)</sup>」のが実状であり、一見、全青年団員の自発的な参加・拠出によって成された感じを与える明治神宮造営奉仕や日本青年館建設拠金運動も、「現実には全く行政ルートに依存することによって、したがって内務省—地方長官—郡市長—青年団長のルートを通じて実行された<sup>67)</sup>」のである。そして、こうした運動を媒介としつつ、1921年から1923年の、日本青年館との主導権争いを含んだ「下」からの全国青

年団統一の動きを経て、「内務省の直接指導とは距離をおいた単位青年団の全国組織<sup>68)</sup>」大日本連合青年団が、1925年4月結成された。この連合青年団は、「実質的には官僚支配の半官半民的な青年団指導機関<sup>69)</sup>」であり、「く下からのエネルギー」を吸収し便乗したかたちをとったから、先の青年団中央部などに比べればはるかに強固な組織体制<sup>70)</sup>であった。1927年4月の大日本連合青年団第三回大会で、青年団の綱領問題が提出されたが、ここでは、統一的・確定的な綱領は決定されず、府県団の自治にゆだねられた。1929年3月、大日本連合青年団は、以下のような「青年団綱領」を採択した。「一、我等ハ純粋ナリ 青年ノ友情ト愛郷ノ精神ニヨリテ団結ス 二、我等ハ若シ 心身ヲ修棟シ勤勞ヲ樂ミ 自主創造ノ人タルヲ期ス 三、我等ハ希望ニ燃ユ 清新ノ意気ヲ以テ愛ト正義ノ為ニ奮闘ス 四、我等ハ国家ヲ愛ス 忠孝ノ本儀ヲ体シ献身奉公国運ノ進展ニ尽ス 五、我等ノ心ハ広シ 人道ノ大義ニ則リ世界ノ平和ト人類ノ共榮ニ努ム<sup>71)</sup>」。しかし、これは「大日本連合青年団の綱領ではなく、地方単位青年団の綱領の統一的基準としての性格をもつもの<sup>72)</sup>」であった。1931年、第七回大会で、経済恐慌による農村の窮乏化を前にして、「我等ハ国家ノ難局ニ際会シ、之ガ転回ヲ図ランガ為ニ先ズ冷静ニソノ因テ来ル所ヲ研究スルト共ニ、国情ニ即シテ徐々ニ百年ヲ期スルノ大計ニ進マザルベカラズ。殊ニ青年ハ修養期ニアリ徒ニ新奇ノ学説ニ駛スルコトナク、広ク各般ノ研究ヲ総合シ……<sup>73)</sup>」と決議し、農村問題研究会を組織したり、9月18日の「事変」の勃発に衝撃を受け、満洲派遣軍の慰問・遺族留守家族の慰問金募集・「事変」に関する知識の普及を行った。満洲国建国宣言があり、5・15事件の起った1932年の第8回大会では、「今ヤワガ国未曾有ノ非常時ニ際会シ眞ニ皇国ノ危局ニ直面ス」という認識にたつて「三百万青年の国難に殉ずる覚悟を要望」、「日本精神ノ神髓ヲ拡充シ建国ノ理想ニ立脚シ克ク環境ニ善処シ大ニ皇国ノ使命ト世界ニ対スル責任トヲ思ヒ勇往邁進<sup>74)</sup>」すべしと期した。国際連盟脱退の1933年第9回大会では、文部省より「現下時局

に鑑み青年団として実行すべき具体的方策如何」が諮問され、「国体明徴」「国民精神の振作」「堅忍持久の精神涵養」「統制ある団体訓練」の他に、実施項目の一つとして「非常時ノ国防警備ニ関スル訓練ヲ行ヒ銃後ノ責務ヲ全ウセンコト<sup>75)</sup>」が挙げられ、非常時意識が強化された。かくして、「第一回大会から顕著であった官僚統制的・国家主義的・社会協調主義的傾向は、その後大会が開かれるたびに反動的色彩を濃厚にして<sup>76)</sup>」いったのである。

ところで、安部博純の日本ファシズム体制時期区分にしたがえば、第一段階(移行期)1931~1936年、第二段階(成立期)1936~1940年、第三段階(確立・崩壊期)1940~1945年に区分され、第二段階は、さらに第一小段階1936~1938年、第二小段階1938~1940年に区分される。青年団運動が大きく変化するのは、第二段階・第一小段階に入ってからである<sup>77)</sup>。すなわち、1937年7月7日、日中戦争が始まってからである。7月18日、大日本連合青年団は異例の臨時大会を招集。香坂理事長の、「今日は真に挙国一致の時である。存するものは、大御心による国家の意志一つである。……青年団の意志、青年団の活動に於ても、重大なる今日の時局に於て、真に一つ意志、一つの活動として青年団の国家的使命に向って強力に邁進することをお互いに期そうではないか。而して之が為には各団の間は極めて緊密なる連絡の下に組織の強化、充実を要する。……之が為今後、時局情勢の推移に応じて随時本団より指令を発して青年団の担当すべき国家的もしくは地方的事務、例えば国家事務の補助的任務、市区町村内の秩序維持、出征軍人遺家族に対する援助等必要に応じ示達する所あるべきに依り、この点予め承知し置かれたい<sup>78)</sup>」という告示の後、「天機奉伺並びに御機謙奉伺、駐外派遣軍への感謝慰問伝聞を満場一致可決し、日本青年の意気を顕揚した宣言が決議され、時局に処する青年団の一般的態度を明示せる指令第一号が発せられた<sup>79)</sup>」。宣言は、「我等三百万青年団員ハ現下時局ノ重大ナルニ鑑ミ帝国ノ使命ヲ確認シ如何ナル難局ニ直面スルトモ常ニ烈々タル愛國ノ至誠ニ

生キ益々剛健ナル士氣ヲ作興シ堅忍持久各自ノ職責ヲ褐シ然モ国家ノ大事ニ臨ミテハ率先義勇公ニ奉ジ以テ日本青年タルノ本分達成ニ邁進センコトヲ期ス」というものであり、指令第一号は、「第一、旺盛なる気力と、堅忍耐不拔の精神とを養ひ、以て如何なる困苦欠乏にも堪ゆるの覚悟を益々確くすること 第二、各自の職業、職務を通じて愈々奉公の誠を効すこと 第三、銃後の諸任務に関しては協力一致、細心の注意を以て機宜の措置を怠らざること 第四、大国民たるの襟度を持ち、静平慎重常に其の举措を正しくし、事に当りては沈着にして而かも機敏なる行動に出づること 第五、情勢の推移に伴ひ一朝重大なる事態に立ち至ることあらんか、……我が伝統の大精神を發揮し、赤誠丹心を披瀝し、粉骨碎身忠勇義烈以て君国に奉仕すること<sup>80)</sup>」という五ヶ条を信条とし徹底せよというものであった。そして、7月24日、「挙国一体の観念の徹底化と動員訓練」の「火急」の具体的行動として、飛行機献納計画が樹立され、理事長名で各団長に以下のごとく指示した。「本団ハ重大時局ニ際シ全国青年団員ヲシテ軍備ノ一部ヲ担当セシメ、国防観念ノ徹底ヲ図ル目的ヲ以テ……飛行機献納計画ヲ樹立致候ニ付テハ一致協力之ガ遂行ニ邁進致スベキ様御指導相願度候<sup>81)</sup>」。また、指令第一号に基き「時局実行要目」として、「皇国精神を高揚せよ」「堅忍持久の精神を鍛練せよ」「国防警備に努力せよ」「銃後の任務に精励せよ」「職業報国に徹底せよ」「健全生活を実践せよ」「協力せよ、団結せよ」が決定され、8月5日付けで「示達」された<sup>82)</sup>。8月16日には、「部内各青年団及道支部分団ニ於テ部内ニアルラヂオ聴取者ノ承認ヲ得テ毎日当番ヲ設ケ事件ニ関スル放送ヲ聴取シ其ノ要点ヲ謄写其ノ他ノ方法ニヨリテ応召将兵家族ニ伝達サセシムル」旨の「事件伝達ニ関スル件<sup>83)</sup>」、8月20日には「今回ノ事変拡大ニ伴ヒ青年団役員其他ノ幹部中応召者相当多数ニ上リ従ッテ団ノ活動ニ影響スル所甚大ナルモノ之有ル……斯カル場合ニハ急速ニ後任補充等機宜ニ適スル方途ヲ講ジ青年団活動上、聊カノ支障モ之無ク万全ヲ期シ度候」旨の「青年団幹部応召対策ニ関スル

件<sup>84)</sup>、8月23日には、8月23日の「南京政府断固膺懲」政府声明を受けて、「本団ヨリ発シタル宣言ノ趣旨ヲ体シ指令及時局実行要目ヲ敢然断行シテ之ガ実行ヲ収メ以テ時局ニ処スル青年団ノ本領ヲ十分ニ發揮セラレシム」を指示した「指令第二号<sup>85)</sup>」が発せられた。この後、8月24日、「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、9月9日、内閣告諭をもって実施に入った。これを受けて、10月1日、大日本連合青年団は、「国民精神総動員青年団実施計画」を公表、「現下未曾有の重大時局に方り全国青年団を動員して真に三百万一心に団結して政府の国民精神総動員に参加し『時局実行要目』を實踐して戦時体制下に於る青年団の本領を發揮し、堅忍持久尽忠報国の至誠をし挙国一体皇国有終の目的達成に邁進<sup>86)</sup>」するよう通牒し、大日本連合青年団・加盟団・郡市連合青年団、単位青年団にそれぞれで実施すべき事項を詳細に指示した。更に、それを徹底化させるため、10月13日～19日の一週間を「国民精神総動員強調週間」に定めた通牒「国民精神総動員強調週間実施方ノ件<sup>87)</sup>」を発した。この動きを、雑誌『青年』は、「全国青年団先ず起つ・大日本連合青年団臨時大会緊張裡に挙行さる」(9月号)「青年団の起つべき秋は遂に來た」(9月号)「重大時局に際して青年団の進むべき道を語る」(10月号)「国民精神総動員に青年団は如何に対処するか」「我々の手で軍用機を献納しよう——戦時体制下に結ぶ、三百万人の赤心」(11月号)「青年団発展の革新一時期」(12月号)といった記事で、青年達に逐一解説啓蒙したのである。ところで、こうした国民精神総動員運動は、「戦時体制整備の一環としてつよくもとめられてきた上からの権力的国民統合を、下からの擬似自発的な運動というかたちで粉飾し、『銃後』における国民精神作興を目的としたもの<sup>88)</sup>」であり、「運動組織としては中央に国民精神総動員中央連盟(大日本連合青年団をふくむ74団体)をおき、道府県に地方長官を長とした官民合同の地方実行委員会、さらに市町村に部落会、町内会、また、職業単位に実行組織を作り、市町村を中心にして動員する<sup>89)</sup>」ものであった。そして、そもそも、この運動は、第

一次世界大戦を契機に軍部によって進められてきた総力戦体制作り・国家総動員体制作りの一環としての、全国民の精神的・思想的動員であり、それを主導する理念として「高度国防国家」があった。この「国防国家においては、〈国防〉という軍事的観念を中心とするナショナル・インタレストがすべての価値に優先するのであるから、権力機構内部における軍部の政治的比重が圧倒的に増大し、〈国防〉を機軸として国策が決定され、政治・経済をはじめ教育・文化に至るまで、社会のあらゆる領域は戦争目的に沿って再編成され、国家の統制下におかれることになる。そこにおいては、国民の自由や権利は殆ど剝奪され、個人の意義は全く否定される。極端に言えば、軍国主義の制度化を極度に押し進め、国民の軍事的再編成、国家全体の兵営化をめざすのが高度国防国家理念にほかならない<sup>90)</sup>」。青年団は、「田中義一による『良兵良民主義』から宇垣一成による『良民良兵主義』への転換<sup>91)</sup>」によって完成する軍部の国民統合構想の中に当初より組み込まれており、したがって、在郷軍人会や青年訓練所などとともに、この理念推進の一翼を担われていたのである。かくして、翌1938年4月1日、「一時若は永久に国家の権内に把握する一切の資源、機能を戦争遂行上最有効に利用する如く統制按配する<sup>92)</sup>」ための、国家総動員法が公布された。日独青少年交歓事業推進のため、伊東文部次官が文部大臣官邸に関係諸団体の首脳部を招集し「青年団と少年団との関係等の諸問題に就いて懇談し、時局に処する青少年団の連絡緊密化<sup>93)</sup>」を話したしたのは、その直後であった。

#### (B) 日独青少年団交歓事業後の青年団運動

ヒトラー・ユーゲント日本滞在中の1938年9月、1929年につくられた青年団綱領が改正され、新たに、大日本連合青年団の統一綱領として、「大日本連合青年団綱領」が制定された。それは、「我等ハ大日本青年ナリ」と題して、「一、肇国ノ皇漢ニ則リテ忠孝ノ精華ヲ發揮シ同心団結以テ国運進展ヲ期ス」「一、養正大和ノ精神ヲ一貫シテ隣保協同厚生ニ実ヲ挙げ共励切蹉道義世界ノ建設ヲ期ス」「一、心身ヲ鍛練シテ進取明



達力ヲ研究創造ニ効シ勤勞奉公各自職分ノ遂行ヲ期ス<sup>94)</sup>」というものであった。かつての青年団綱領と比較するならば、この改正綱領において、「青年団の存在意義は青年自身の要求、地域自体の必要といった伝統から、国家の要請という理念の強調に焦点の転換が目指されていた<sup>95)</sup>」ことは明白である。「大日本青少年団史」は、「日独青少年団の交歓は直接大日本青少年団誕生に影響するところは無いと言ってもよいが、青少年団関係者の心底に深い思いを残しているはずであった<sup>96)</sup>」と述べ、青年団運動の展開に対して消極的な形でしか認めていない。しかし、現実には、むしろ、「大日本連合青年団は……ドイツ青少年との交歓を行い、その規律統制に感嘆し、この方式をとりいれることによって、青年団を戦争遂行の体制に即応させていくことを計画<sup>97)</sup>」したとみたほうがよかろう。なぜなら、大日本連合青年団は、理事会・代議員会で規約改正の協議を行い、1939年4月1日、新団則「大日本青年団則」に基づき、名称を「大日本連合青年団」から「大日本青年団」へと改め、「連合的な性格のものからはっきりとした統制機関への性格変更に踏み切った<sup>98)</sup>」からである。すなわち、「大日本連合青年団を全国青年団がその発生の因縁を基礎としたる自発的積極の一体たらしむるため、加盟連合の観念と因習とを一擲し、当然の全国的一体たるの実をあぐべく、大日本青年団としたこと。従ってその本部たるものは、従来の如く単に全国青年団の連絡提携に任じて、その共同の進歩発達をはかる程度のものにあらずして令旨を奉戴し、綱領に則って、全国青年団の統制指導をはかり、全国一体としての青年団の積極的活動を遂行せんとするに至ったこと<sup>99)</sup>」、あるいは、代議員制を全廃し、財団法人日本青年館を大日本青年団の後援財団としたこと、等がその理由として挙げられよう。また、初代団長に海軍大将の有馬良橋、本部理事に陸軍兵務局長中村少将、海軍人事局長伊藤少佐、興亜部長に中村清大佐というように、大日本青年団は、「軍人色のきわめて濃厚な<sup>100)</sup>」幹部構成をしていた。しかし、この中央集権的な大日本青年団にも、それが部落単位の伝統的な青年

組織を基礎において構成されていたため、都市勤勞青年の掌握という点で不備があった。そのため、文部大臣荒木貞夫大将より、1939年6月、学徒隊構想が提出された。この構想は、「小学校から大学生に至るまでの児童生徒学生を勅令によって編成しようとするもの<sup>101)</sup>」であり、「あたかも青年団本部でも大学専門学校の生徒を以って学生隊を組織しようとしていた時でもあり、……青年団にとっては容易ならざる問題として、一時は騒然たる様相を呈した<sup>102)</sup>」。結局、この構想は、1939年8月、平沼内閣総辞職・荒木文相更迭によって棚上げされることになるが、青年団組織の統一・一元化の動きは継続的に進められ、翌1940年9月15日、文部省社会教育課と各青少年団首脳部との間で協議されてきた青少年団体統合問題に関して、一応の統合試案が承認され、17日文部大臣が閣議に報告した。この試案は、「大日本青年団組織試案」とされていることから分るように、青年団側からの試案であった。「指導方針」としては、「国民の性格ノ練成」「国家目的ヘノ即応……特ニ現下喫緊ノ要務タル高度国防国家ノ要請ニ即応」「集团的実践鍛練ノ徹底」が挙げられ、「組織方針」としては、「一、国ノ青年指導方針ノ強力ナル一元化貫徹ヲ期ス。二、青年学校、青年団ノ不離一体性ヲ確保ス。三、青少年ヲ通ジ又男女ヲ通ジテ一貫セラル訓練体制ヲ樹立ス。四、官民一体青少年指導ノ強化充実ヲ期ス。五、指導者ノ選任ニ最モ意ヲ用フ。指導者ハ全テ上部ノ任命ニ依ルモノトシ、特ニ第一線指導者ノ全面的若返リヲ実行スルモノトス」「六、組織ニ付テハ一切ノ自由主義的民主主義的傾向ヲ排除シ、上部ノ權威ト責任下部ノ服従ト信頼トヲ標準トシ、常ニ青年ノ自発的創意ノ発場ニ留意スルモノトス<sup>103)</sup>」が挙げられていた。この試案を受けて、9月21日、9月30日、文部省および各団体との協議、少年団側からの修正意見が出され、12月25日には、統合による新団体についての「申合」を行い、1941年1月16日、大日本青少年団が結成された。文部省訓令第二号「大日本青少年団ニ関スル件」は、先ず、「……国家内外ノ情勢ニ鑑ミ青少年ノ教養訓練ノ徹底ヲ図リ国家興

隆ノ根基ニ培フノ要今日ヨリ急ナルハナク特ニ  
 現下喫緊ノ要務タル高度国防国家体制建設ノ要  
 請ニ即応セシムル為ニハ青少年団体ヲ統合シテ  
 学校教育ト不離一体ノ下ニ強力ナル訓練体制確  
 立スルノ要緊切ナルモノアリ本省ニ於テハ予テ関  
 係団体ト之ガ具体案ニ関シ協議ヲ進メ来リタル  
 所今般大日本青年団、大日本少年団連盟及び帝  
 国少年団協会ノ四団体ヲ統合シテ新ニ文部大臣  
 統括ノ下ニ大日本青少年団ノ結成ヲ見ルニ至  
 ル」と成立経過を述べ、「大日本青少年団ノ本旨  
 ニ関スル事項」では、「……我が国男女青少年ノ  
 学校外ニ於ケル全生活ヲ教養訓練トシテ具現セ  
 シメントスル見地ヨリ全青少年ヲ一元的組織ノ  
 下ニ結合シテ皇國ノ道ニ則リ国家有為ノ青少年  
 ヲ練成スルヲ目的トス」と述べ、「組織ニ関スル  
 事項」では、「本団ハ文部大臣統括ノ下ニ地方長  
 官ヲ道府県青少年団ノ団長トシ青年学校長及小  
 学校長ヲシテ夫々単位団ノ団長タラシメ以テ國  
 ノ青少年教育ノ一元的貫徹ヲ期セントス」とし、  
 「青年団員ノ年齢ニ関スル件」では、「普通団員  
 ヲ二十歳以下ノ者ト為シ」「二十一歳及二十五歳  
 ノ適当ノ者ヲ幹部団員ト為<sup>104)</sup>」すと規定してい  
 る。

こうした大日本青少年団組織に関して、その  
 組織の特徴は「指導者をすべて上部から任命し  
 て、議決機関を廃止して諮問機関に変え、指導  
 者の統裁権を強調した点にある。『上部の権威と  
 責任ある指導と下部の絶対的信頼』という指導  
 者原理は、ナチスのヒトラー・ユーゲントから  
 の供物であった<sup>105)</sup>」とか、この組織の結成は「ナ  
 チス・ドイツのヒトラー・ユーゲントを意識し  
 た軍と政府の方針によるもの<sup>106)</sup>」とか、「初等教  
 育学校の臨戦体制としての国民学校制度、校外  
 生活を統制指導する団体としての大日本青少年  
 団、このいずれもが、ナチスドイツの教育機  
 関、フォルクス・シューレとヒトラー・ユーゲ  
 ントの模倣である<sup>107)</sup>」といった指摘があるが、  
 こうした指摘を待つまでもなく「ヒトラー・ユ  
 ーゲントに関する法律」と「大日本青年団則」と  
 を照合してみると、その類似性は明白である。  
 したがって、また、日独青少年団交歓事業の大  
 日本青少年団組織に与えた影響も明らかである

ら<sup>108)</sup>。

〔注〕

- 1) 財団法人日本青年館発行『大日本青少年団史』、昭  
 和45年。92ページ。
- 2) 武者小路公共「私の見た独逸の青年」『青年』昭和  
 13年7月号。38ページ。
- 3) 日独青少年団交歓会『日独青少年団交歓会事業概  
 要』昭和14年4月。10ページ。
- 4) 大日本連合青年団『全国青年団統後活動の概要』  
 昭和13年。第2冊、22ページ。
- 5) 同上書、第2冊、23～25ページ。
- 6) 前掲『日独青少年団交歓会事業概要』27ページ。
- 7) 同上書、12ページ。
- 8) 同上書、14～15ページ。理事には文部省専門学務  
 局長、文部省普通学務局長、文部省実業学務局長、  
 外務省文化事業部長、鉄道省国際観光局長、東京府  
 知事、東京市助役、東京市教育局長、大日本連合青  
 年団常任理事、大日本連合女子青年団理事長、大日  
 本少年団連盟総長、大日本少年団連盟常任理事、帝  
 国少年団協会常任理事、大日本海洋少年団理事、日  
 独文化協会主事。顧問には、内閣総理大臣、駐日独  
 逸大使、外務大臣、宮内省宗秩寮総裁、貴族院議長、  
 衆議院議長。参与には、宮内大臣官房総務課長、内  
 務省神社局長、陸軍省人事局長、海軍省人事局長、  
 厚生省体力局長、文部政務次長、文部参与官、文部  
 省図書局長、文部省宗教局長、教学局長官、教育学  
 企画部長、教学局指導部長、東京市長日独文化協会  
 会長、日独同志会理事という構成。
- 9) 同上書、12ページ。
- 10) 前掲『大日本青少年団史』、93ページ。
- 11) 前掲『日独青少年団交歓事業概要』、10～11ペ  
 ージ。
- 12) 同上書、16ページ。
- 13) 岐阜日日新聞、昭和13年5月26日。
- 14) 岐阜日日新聞、昭和13年5月28日。
- 15) 前掲『大日本青少年団史』、93ページ。
- 16) 日独青少年団交歓会『訪独感想集』昭和14年5月。  
 100～101ページ。
- 17) 同上書、104～105ページ。
- 18) 日独青少年団交歓会『訪独記録(大日本少年独逸  
 派遣団記録)』昭和14年5月。212～214ページ。
- 19) 『大日本青少年団史』、178ページ。
- 20) 朝比奈策太郎『若きドイツ』羽田書店、昭和14年  
 3月。216ページ。
- 21) 同上書、152ページ。
- 22) 同上書、153ページ。
- 23) 同上書、2ページ。
- 24) 『訪独感想集』15ページ。
- 25) 同上書、17～18ページ。
- 26) 同上書、24ページ。

- 27) 同上書、27 ページ。
- 28) 同上書、39 ページ。
- 29) 同上書、53 ページ。
- 30) 同上書、118 ページ。
- 31) 同上書、156 ページ。
- 32) 同上書、161 ページ。
- 33) 『大日本青少年団史』101 ページ。
- 34) 同上書、94 ページ。
- 35) 山中恒『ボクラ少国民』辺境社、昭和49年。290 ページ。
- 36) 『日独青少年団交歓事業概要』、17~18 ページ。
- 37) F・ノイマン『ビヒモスーナチズムの構造と実際』みすず書房、65 ページ。
- 38) W・ラカー著・西村稔訳『ドイツ青年運動—ワンダーフォーゲルからナチズムへ』人文書院、1985年。232 ページ。
- 39) H・フォッケ、U・ライマー著、山本尤、鈴木直訳『ヒトラー政権下の日常生活—ナチスは市民をどう変えたか』社会思想社、1984年。24 ページ。
- 40) D・シェンボウム著・大島通義・大島かおり訳『ヒトラーの社会革命』而立書房、1978年、99 ページ。
- 41) 『大日本青年団史』、95~96 ページ。
- 42) W・ラカー、前掲書、235~236 ページ。
- 43) 大日本青少年団青少年教育研究所『青少年団—関スル図書目録』昭和18年7月。23~28 ページ。
- 44) 池園哲太郎著『青年と青年運動』日本青年館。昭和12年。ここでは、東京市連合青年団『都市青年団経営論・青年と青年運動』昭和12年。101 ページ。
- 45) 近藤春雄著『ナチスの青年運動—ヒトラー青少年団と労働奉仕団』、10 ページ。
- 46) 同上書、157~158 ページ。
- 47) 『日独青少年団交歓会事業概要』12 ページ。
- 48) 同上書、19 ページ。
- 49) 『大日本青少年団史』99~100 ページ。
- 50) 朝日新聞、昭和13年8月18日。
- 51) 朝日新聞、昭和13年9月15日。
- 52) 岐阜日日新聞 昭和13年10月4日。
- 53) 『旅』 昭和14年1月号、12~13 ページ。
- 54) 『青年』 昭和13年11月号。151~152 ページ。
- 55) 『青年』 昭和13年10月号、55 ページ。
- 56) 『大日本青少年団史』 100 ページ。
- 57) 『日独青少年団交歓会事業概要』11 ページ。
- 58) 『大日本青年団史』付録、198 ページ。
- 59) 平山和彦『青年集団史研究序説・下巻』新泉社、1978年。20 ページ。
- 60) 『大日本青年団史』付録、199~201 ページ。
- 61) 平山和彦、前掲書、23 ページ。
- 62) 同上書、23 ページ。
- 63) 『大日本青年団史』付録203 ページ。
- 64) 由井正臣『軍部と国民統合』『ファシズム期の国家と社会・昭和恐慌』東大出版、153 ページ。
- 65) 堀尾輝久・山住正己・木下春雄「大正デモクラシーと教育」『現代教育学5 日本近代教育史』岩波書店、217 ページ。
- 66) 平山和彦、前掲書、32 ページ。
- 67) 芳井研一「日本ファシズムと官製青年団運動の展開」『季刊現代史』9号 352 ページ。
- 68) 同上書、353 ページ。
- 69) 平山和彦、前掲書、86 ページ。
- 70) 同上書、86 ページ。
- 71) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、273 ページ。
- 72) 同上書、273 ページ。
- 73) 『大日本青少年団史』61 ページ。
- 74) 同上書、62 ページ。
- 75) 同上書、62 ページ。
- 76) 宮坂広作、前掲書、200 ページ。
- 77) 安部博純「日本ファシズム体制論」『日本ファシズム(1)国家と社会』、25~26 ページ。
- 78) 『全国青年団統後活動の概況』、8~9 ページ。
- 79) 同上書、4 ページ。
- 80) 同上書、6~7 ページ。
- 81) 同上書、13 ページ。
- 82) 同上書、17~20 ページ。
- 83) 同上書、26 ページ。
- 84) 同上書、27 ページ。
- 85) 同上書、28 ページ。
- 86) 同上書、33 ページ。
- 87) 同上書、42~48 ページ。
- 88) 秋元律郎「戦時下の都市における町内会・隣組組織」『日本ファシズムII—戦争と国民』早稲田大学社会科学研究所ファシズム研究部会、94 ページ。
- 89) 山田順一「東海地方を中心としたファシズム期—民衆教化の構造(4)、第3部ファシズム教化の化熟・確立期の研究」日本福祉大学『研究紀要』65号、166 ページ。
- 90) 安部博純『日本ファシズム研究序説』未来社、178 ページ。
- 91) 額綱厚『総力戦体制研究—日本陸軍の国家総動員構想』三一書房、74 ページ。
- 92) 同上書、214 ページ。
- 93) 宮坂広作、前掲書、345 ページ。
- 94) 『大日本青少年団史』、68 ページ。
- 95) 国立教育研究所『日本近代教育百年史8、社会教育(2)』1974年、267 ページ。
- 96) 『大日本青少年団史』、136 ページ。
- 97) 国立教育研究所、前掲書、271 ページ。
- 98) 同上書、271 ページ。
- 99) 栗原美能留「改正された新団則の精神」『青年』昭和14年5月号、73 ページ。
- 100) 宮坂広作、前掲書、346 ページ。
- 101) 国立教育研究所、前掲書、272 ページ。
- 102) 『大日本青少年団史』、69 ページ。

- 103) 同上書、136～137 ページ。
- 104) 『近代日本教育制度史料・7巻』、509～510 ページ。
- 105) 宮坂広作、前掲書、359 ページ。
- 106) 鷹野良宏「軍国主義国民教育の強化と青年学校」  
『季刊現代史』5号、95 ページ。
- 107) 山中恒『少国民ノート』辺境社、187 ページ。
- 108) 1939年に、第2回の日独青少年団交歓事業が予定  
されていたが、突如、独ソ不可侵条約が締結(8月23  
日)され、内閣が総辞職するという事態になったた

め、中止された。しかし、翌1940年11月1日、6名のヒトラー・ユーゲント代表団が来訪し、1941年2月10日、大日本青少年団代表6名がドイツへ出発、小規模ながら第2回の交歓事業が行われた。そして、その後、「戦争が両国の交流を不可能にした」ため、この第2回の交歓をもって、日独青少年団交歓事業は終わったのである(『大日本青少年団史』237ページ)。